

岡谷市観光協会

モバイルWi-Fiルーター貸出申請書

1 貸出時記入欄（太枠内をご記入ください）

「岡谷市観光協会モバイルWi-Fiルーター貸出利用規約」に同意のうえ、モバイルWi-Fiルーターの貸出を申請します。

利用日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 令和 年 月 日 () 時 分		
利用者名 (団体名)		利用責任者氏名 (個人は記入不要)	
利用(責任)者 住所		用途 (該当する選択肢に ○をしてください)	①岡谷市内でのテレワーク (日帰り・泊日)
利用(責任)者 生年月日	年 月 日		②岡谷市内でのワーケーション (泊日)
利用(責任)者 電話番号			③その他 ()
端末番号	NO.		

2 接続方法

- Wi-Fiルーターの電源が入っていない場合は、画面下の電源ボタンを長押ししてオンにしてください。
- Wi-Fiルーターの電源ボタンを何度か押すとSSIDとパスワードの表示画面に切り替わりますのでご確認ください。
- お使いの端末のWi-Fiネットワーク設定画面で、SSIDを選択し、パスワードを入力してご利用ください。

3 ご利用上の注意

- 月間のデータ容量は1台当たり60GBです。皆様でご利用いただくため、大容量のファイルのダウンロードや送受信はご遠慮ください。
- 端末のご利用上の注意事項（別紙）を守り、正しくお使いください。万が一、破損、水没、紛失等があった場合、復旧に要する一切の費用を利用者にご負担いただきます。
- 最大同時接続台数は10台ですが、同時接続台数が増加した場合、通信速度が低下することがあります。
- 月間のデータ容量を超過した状態での貸出となった場合、大幅な通信制限がかかります。満足な通信ができないことが想定されますが、何卒ご理解をお願いいたします。
- 電波の特性や施設の構造上、利用場所によって電波受信が困難な場合があります。窓際に機器を配置することで改善することがあります。

4 その他

- 本人確認書類の提示をお願いしております。
- 本人確認書類はコピーを取らせていただきます。個人情報、本目的以外には一切使用しません。

5 施設処理欄

貸出時データ量	
返却時データ量	

貸出 説明	
返却 確認	

岡谷駅前観光案内所
0266-75-1107

岡谷市観光協会モバイルWi-Fiルーター貸出利用規約

(適用の範囲等)

第1条 本利用規約は、岡谷市観光協会（以下「当協会」とする。）が岡谷市内でワーケーションやテレワークを行う利用者（以下「利用者」とする。）にモバイルWi-Fiルーター及びその付属品（以下「端末」とする。）を貸し出す際に適用する。

(利用場所)

第2条 端末を利用してインターネットに接続できる場所は、岡谷市内に限る。

(端末の利用)

第3条 端末の貸出及び利用は無料とする。

2 端末の貸出を受けようとするものは、この規約に同意の上、当協会の申請書により申請しなければならない。

3 当協会は、前項の規定による申請があった場合において、適当と認めたときは、端末を貸し出すものとする。

4 端末の利用にあたり必要となる通信機器及び付属品は、利用者が準備するものとする。また、インターネットに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、端末の利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）」その他関係法令等を遵守しなければならない。

(禁止事項)

第4条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 当協会又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為

(2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為

(3) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為

(4) 端末に挿入されているSIMカードを取り出してほかの端末に挿入し使用する行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、当協会が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって当協会、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(貸出の中止)

第5条 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合、端末の貸出を中止できるものとする。

(1) 災害、事故その他の非常事態により、端末の貸出が実施できなくなった場合

(2) 端末の故障、紛失等やむを得ない事由がある場合

(3) その他、当協会が端末の貸出の中止が必要と判断した場合

2 端末の貸出の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、当協会は一切責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第6条 利用者は、自らの故意や過失により端末を破損、水没又は紛失した場合、速やかに当協会に報告しなければならない。また、その際には、端末の復旧に係る一切の費用を利用者が負担するものとする。

(免責)

第7条 利用者が端末の利用を通じて得る情報の内容等については、当協会は一切保証しないものとする。

2 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

3 端末の貸出の遅滞、変更又は中止、利用者の通信機器のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他端末の利用に関連して発生した利用者の損害について、当協会は一切の責任を負わないものとする。

4 端末の利用に係る利用者の通信機器の設定は、利用者が行うものとする。通信機器の機種、WEBブラウザ等によって、端末を利用できない場合があっても、当協会は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が端末を利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、当協会は一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第8条 当協会は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、令和3年7月1日から実施する。